

委員御提出資料

博物館、美術館等においてアーカイブ整備をどのように進めるか

各分野において、概ね次のような手順で進めることが可能ではないか

1. 拠点（ハブ）の形成

- ・全国に幾つかの拠点アーカイブを指定。**国が公認**する。既存施設を活かしつつ、地方分散も目指す。(美術分野では東京に集中する美術図書館・研究所に加え、関西方面を強化)
- ・**専門職、スペース、予算**を配備。

2. 各拠点における資料収集・整備（アーカイブそのものを形作る）

- ・アナログ資料の収集、整理。保管のための**収蔵施設**を整備。
- ・デジタル情報整備(他機関所蔵資料の所在情報も含めてデータを集約)。

3. 拠点を結ぶ横断検索、海外への情報発信（ポータルサイトの構築）

- ・上位機関(国会図書館、情報学研究所等)が主導して横断的技術による全国資料所在検索システムを構築。
- ・**バイリンガル化**を進め、海外発信力を強化。

では、アーカイブ作りにあたって美術分野で踏まえるべき具体的課題は何か？

- ・世界のなかで日本の状況は立ち遅れているのは明らか。具体的には何が問題か？

(1) 日本にどのような文化財があるか分からない。

(2) 日本所在の美術品コレクション（過去に所在したのものも含めて）の記録を調べる手段がない。とりわけ美術品の来歴を調べる情報基盤がないのは国際的問題。

・アーカイブ作り以前から**文化遺産オンライン**の取り組みがあるものの、今のやり方では限界がある。**各館**に対しデータ作成を支援するとともに、**第三者による新規データ作成**も視野に入れるべき。海外発信のための**バイリンガル化**は必須。

・世界ではワシントン原則*以降、美術品来歴調査の重要性が増しているが、日本には調査の基盤が欠落している。これから**構築するアーカイブ**は、一般利用者向けの基本データ公開にとどまらず、専門的な調査(来歴調査など)も枠組みに入れるべき。国際的な動向に鑑み、**一次資料も含めた情報集積を可能にする基盤**を確立する必要がある。

*1998年、米国主導で44カ国が署名した、ナチス略奪美術品の来歴の調査と返却に関する協定。

諸外国ではどのような方法でアーカイブを整備しているか？

モデルケース1：米国の場合

フリック美術参考図書館(1920年創立)に米国の美術品コレクション史に関する**情報拠点**が設置される。資料収集、データベース公開、シンポジウム開催等を展開。アーカイブ所在便覧データベース(Archives Directory)では、**世界中のアーカイブ所在情報**が検索可能。

モデルケース2：ドイツの場合

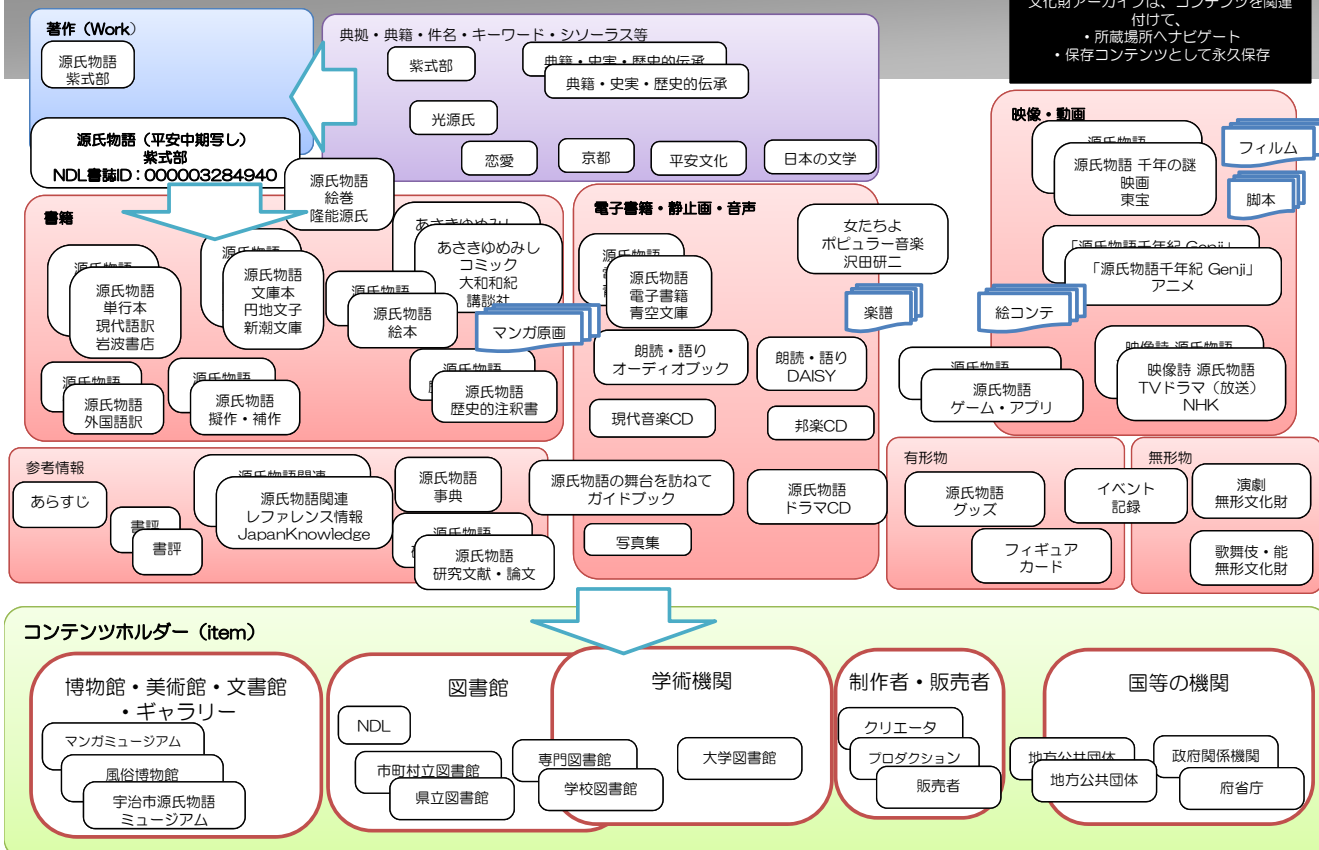
国立ゲルマン民族博物館に**美術専門のアーカイブ**が併設される一方、国立公文書館で国内各地の文書館所蔵の個人アーカイブ中央データベース(ZDN)が構築されている。後者では**あらゆる分野のアーカイブ所在情報**が集約されており、**美術家アーカイブ**も検索可能。

文化関係資料のアーカイブ の整備と利活用に関して

国立国会図書館
総務部 中山正樹

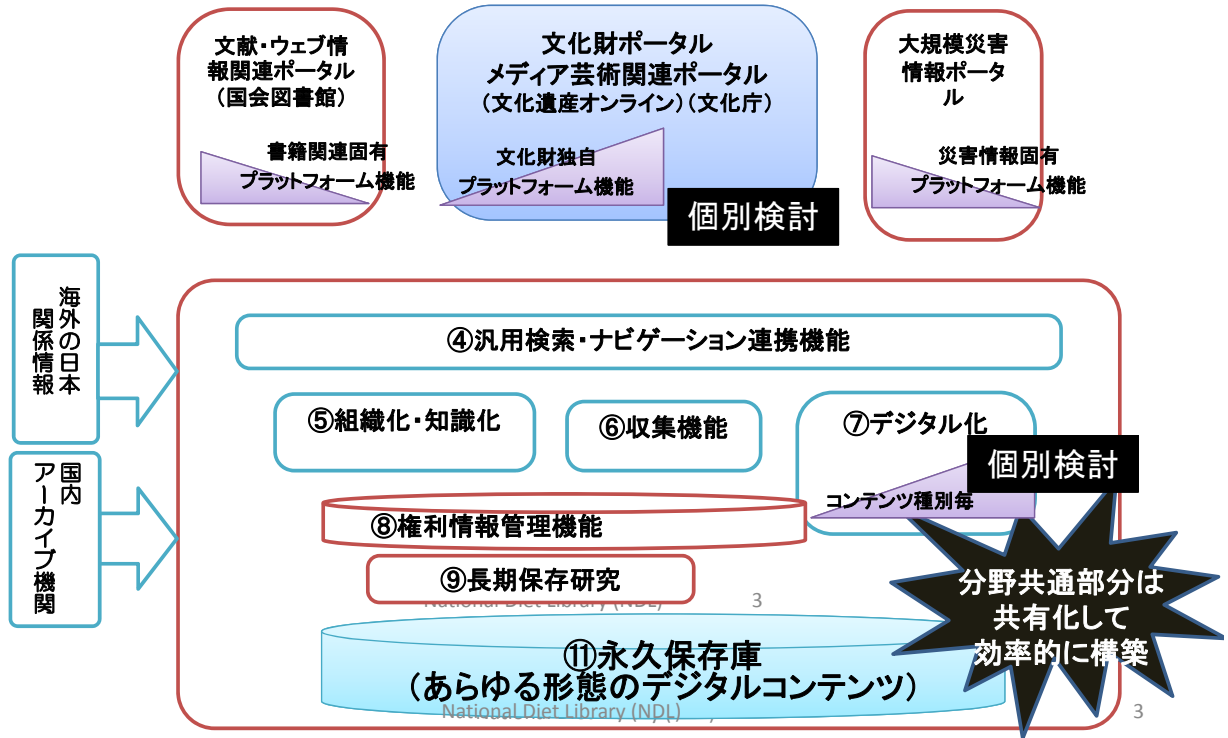
文化財として関連付けて保存すべきインスタンス 【源氏物語を例に】

文化財アーカイブは、コンテンツを関連付けて、
・所蔵場所へナビゲート
・保存コンテンツとして永久保存



全体共通要件と個別分野での独自要件

第1回有識者会議資料修正版



東京と京都の両拠点の
東西連携をハブにしたネットワーク型の「MANGAナショナル・アーカイブ」構想
(Manga・ANime・GAmE)

